平成２２年（フ）第６８４号
神戸市長田区宮丘町１丁目10番３号
債務者　小島美津子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７０９号
神戸市長田区庄山町２丁目１番16号庄山マンション301号
債務者　佐上　孝子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７１０号
神戸市北区有野台６丁目20番Ｂ５棟408号
債務者　大林　輝久
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７２０号
神戸市中央区琴ノ緒町４丁目10番６号サツキビル１階南、従前の住所神戸市灘区篠原本町５丁目３番６号
債務者　有川　昌代（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７２１号
神戸市垂水区中道４丁目１番８号、従前の住所神戸市兵庫区福原町３番22―1003号
債務者　小野　俊介
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７２４号
神戸市垂水区五色山２丁目１番14号、従前の住所神戸市垂水区五色山４丁目17番27号
債務者　祖堅　明子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７３０号
神戸市中央区二宮町１丁目４番10―305号、従前の住所神戸市中央区元町通５丁目２番５―704号
債務者　白川こと　白　登美子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７３２号
神戸市垂水区平磯３丁目７番10―601号
債務者　楠本千佳子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７４６号
神戸市北区有野町二郎536番地の６
債務者　池田　正司
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５３７号
兵庫県尼崎市椎堂１丁目34番１―201号、前住所兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目37番２―405号
債務者　森下　京美
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２８８号
愛媛県松山市平和通３丁目２―20、住民票上の住所愛媛県松山市柳谷町甲298番地
債務者　仙波　　純
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３１１号
愛媛県松山市永木町２丁目３番地10　古田マンション301号
債務者　宮﨑　祥子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２８０号
高知県香美市土佐山田町山田1808番地
債務者　西村歌奈子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５４号
福岡県飯塚市赤坂603番地３
債務者　縄田　治宣
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第２３０号
宮崎市月見ケ丘１丁目９番10号
債務者　松本　真琴（旧姓一政）
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２５２号
宮崎市大字島之内7157番地１　宏信アパート南３号
債務者　宮園さおり（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２９号
宮崎県日南市吾田東５丁目15番10号
債務者　松田　千秋
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

第明治三十二種郵便物認可